



！ 報告書をお読みいただく皆様へ

環境分野の政策実施機関として、率先して環境保全のための活動に邁進していきます。

独立行政法人環境再生保全機構は、法律で定められた環境の再生と保全のための各種業務を実施しています。業務は、公害健康被害の補償と予防、民間団体が行う環境保全活動への支援、環境保全のための緑地整備など多岐にわたります。平成 18 年 3 月からは新たに石綿健康被害救済業務を開始し、円滑な遂行に全力を尽くしています。



昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長の過程で、全国各地に大規模な公害問題が起こり、多くの方が健康被害を受けました。公害が大きな社会問題となり、公害防止のための法整備が進められ、様々な対策が講じられる中、公害防止施設の建設を推進する機関として、昭和 40 年に公害防止事業団が設立され、また、健康被害者の迅速な救済を図るため、昭和 49 年には公害健康被害補償協会が設立されました。両機関では、公害による健康被害を予防するための事業や、民間における環境保全活動を支援するための事業などにも取り組んできました。平成 16 年 4 月、それらの業務を引き継ぎ、独立行政法人環境再生保全機構が設立されました。

本機構は、その業務自体が環境保全を目的としており、業務の実施に当たっては、環境に対して格段の配慮を要することは言うまでもありません。この精神のもと、経営理念・経営方針・職員行動指針や環境配慮のための実行計画を策定し、それに従って業務を遂行しております。

今般、環境配慮促進法に基づき、環境報告書をはじめて作成し、公表することになりました。機構が実施している環境保全のための業務と業務を実施するに当たっての環境配慮の取組の状況をまとめ、皆様にご報告する次第です。

本機構は、今後とも、環境分野の政策実施機関としての使命を果たしていきます。我々の業務と環境配慮の実績に対するご理解と将来の業務へのご助言・ご意見を賜れば幸甚に存じます。

平成 18 年 9 月

独立行政法人環境再生保全機構

理事長 田中健次



環境再生保全機構の概要



設立年月日及び根拠法

平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）

環境再生保全機構（以下、「機構」という。）は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団について、事業、組織の見直しが行われ、新たに「独立行政法人環境再生保全機構」として平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。



目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ること。



所在地

本部	〒212－8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー
大阪支部	〒530－0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目 1 番 49 号 梅田滋賀ビル
富士建設事務所	〒417－8601 静岡県富士市永田町一丁目 100 番 富士市役所内



役職員の状況

理事長 1 名、 理事 3 名、 監事 2 名

職員数 116 名

（平成 18 年 3 月 31 日現在）



主務大臣・主務省

①	役職員及び財務・会計等に係る管理業務	環境大臣
②	民間団体が行う環境保全活動の支援業務及びこれらに附帯する業務	農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣
③	②の業務以外の業務	環境大臣
④	機構業務の特例（建設譲渡事業等）	国土交通大臣、環境大臣